

担当 吉浦共同事務センター

新しい年が始まりました。今年もよろしくお願ひします。  
1月号では2月から新年度の申請が始まる就学奨励費について説明します。



## 就学奨励費とは？

就学奨励費とは、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学のために必要な費用を援助する制度です。

### どんな費用が援助されるの？

|   |              |  |
|---|--------------|--|
| 要 | 1.学用品費       | 児童または生徒の所持に係る物品、通学用品費、学校行事としての校外活動費など(定額)              |
| 準 | 2.通学費        | 学校長が公共交通機関による通学を許可した児童生徒に対する通学費(学区外のみ)                 |
| 要 | 3.新入学学用品費    | 小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品(4月認定のみ)               |
| 準 | 4.校外活動費(泊あり) | 校外活動に参加するため直接必要な交通費・見学料・均一に負担する宿泊費及び食費等(限度額有)          |
| 要 | 5.修学旅行費      | 修学旅行に参加するため直接必要な交通費・宿泊費・見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費(限度額有) |
| 準 | 6.医療費        | 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療のための医療に要する経費、治療費のうち学校医による初診料     |
| 要 | 7.給食費        | 学校給食費(デリバリー給食も対象になります)                                 |

※要・・・要保護(生活保護) 準・・・要保護を除く受給対象者 ○・・・支給有

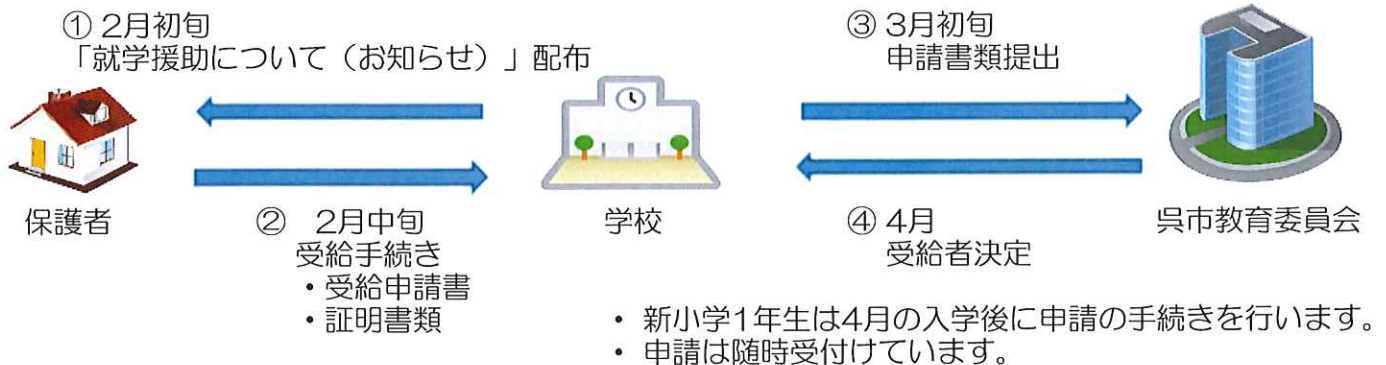
### どんな人が受給できるの？

呉市内に住所を有する児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する方が受給できます。

- ① 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(生活保護受給者は必ず申請手続きが必要です。)
- ② 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるもの

|                  |   |                      |  |
|------------------|---|----------------------|--|
| 申<br>請<br>理<br>由 | 1 | 生活保護が停止又は廃止になった場合    |  |
|                  | 2 | ア                    | 市民税(世帯全員)が非課税の場合                                 |
|                  |   | イ                    | 市民税(世帯全員)が所得割非課税(均等割のみ課税されている)の場合                |
|                  |   | ウ                    | 市民税が減免された場合                                      |
|                  |   | エ                    | 個人事業税が減免された場合                                    |
|                  | 3 | オ                    | 固定資産税が減免された場合(新築による減額とは違います。)                    |
|                  |   | ア                    | 国民年金の保険料が免除された場合                                 |
|                  |   | イ                    | 国民健康保険料が減免された場合                                  |
|                  | 4 | ウ                    | 国民健康保険料が徴収猶予された場合                                |
|                  |   | 4                    | 児童扶養手当の支給を受けている場合(児童手当・特別児童扶養手当とは違います。)          |
|                  |   | 5                    | 生活福祉資金の貸付を受けている場合                                |
|                  |   | 6                    | 公共職業安定所に登録され、日々雇用されている、又は30日以内の期間を定めて雇用されている場合   |
|                  | 7 | 7                    | 世帯に、次のような突発的なことが起こり、収入が減少又は支出が増大して生活が著しく困難となった場合 |
| ア                |   | 保護者が死亡、発病又は失業した。     |  |
| イ                |   | 疾病者がでて、経費がかかるようになった。 |  |
|                  | ウ | 災害にあった。              |  |

## 申請手続きについて



## 家庭状況の確認について

児童生徒の現在の家庭状況を教育委員会が把握するために、呉市就学奨励費支給規則により学期末ごとに就学奨励費受給者の状況報告書を提出しています。

例えば次のような状況の変化があった場合は速やかに事務職員までお知らせください。

- ・住所が変わった
- ・家庭状況が変わった（保護者が結婚した、祖父母と同居を始めた等）
- ・転校することになった

## サービス「一問一答」!

**Q. 交通渋滞により交通機関が遅延した場合、交通機関事故休暇(第4号)の休暇を承認できるか。**

**A. 渋滞が日常化しており、遅延が予見可能な場合は承認できない。**

休暇制度Q&A（平成29年1月） 抜粋

第4号申請の際の注意点・・・ ①渋滞が日常化しており、遅延が予見可能な場合は認められません。

②長時間又は多額の費用を要しないで、代替交通機関による出勤が可能であるにもかかわらず出勤しなかった場合、仮に出勤したとして事故等により遅れたと考えられる時間についても、この休暇の対象とはなりません。

## 交通機関遮断等の発生時に申請できる特別休暇について



悪天候に伴う交通遮断や交通機関事故の際に申請できる特別休暇を2つ紹介します。

交通遮断休暇・・・ 「風水震災その他の非常災害による交通遮断」により、合理的な交通機関が全て遮断され職員が勤務に就くことができない場合に申請できます。

（例：大雨・大雪等により公共交通機関が全て遮断された場合）

交通機関事故休暇・・・ 本人の責めによらない「交通機関の事故等（交通事故によるバス、列車等の遅れ、交通ストなど）の不可抗力」により職員が勤務に就くことができない場合に申請できます。